

平成30年度 瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金 募集要項（随時募集）

【募集開始】

平成30年9月10日（月）から

※但し、平成31年3月31日までに完了する事業に限ります。

提出先 瑞浪市経済部商工課（瑞浪市役所4階）

〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

電話 0572-68-9805（直通）

【制度の内容】

1 制度の目的

市内において新たな事業を実施する方に対して、必要な経費の一部を補助することで、市内の経済活性化と雇用の促進を図ります。

2 補助対象者

本補助金の交付対象者は、次の（1）から（4）の要件をすべて満たすことが必要です。

（1）市内において創業又は第二創業をする者であること。

創業	個人又は法人が新たに事業を開始すること
第二創業	既に事業を営んでいる個人又は法人がこれまで営んでいた事業の属する業種とは異なる業種（日本標準産業分類の小分類が異なる業種）へ転換や進出をすること

（2）個人においては、補助対象事業完了時に市内に住所を有する者、法人においては、補助対象事業完了時に市内に本店又は主たる事務所を置く者であること。

（3）市税を完納している者であること。

（4）以下のいずれにも合致しない者であること。

ア 瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等である者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項及び第11項に掲げる営業のいずれかに該当する事業を行う者

ウ 他の者が行っていた事業を継承して事業を行う者

3 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、次の（１）から（４）の要件をすべて満たす事業であることが必要です。

（１）市内で創業又は第二創業をする者で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく認定経営革新等支援機関（※）の支援を受けて事業計画を作成し、計画の実効性が確認された事業であること。

※認定経営革新等支援機関とは？

中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っているといった機関や人（金融機関、税理士、公認会計士、弁護士、商工会議所など）を、国が「認定経営革新等支援機関」として認定しています。

市内の認定経営革新等支援機関については、中部経済産業局のホームページをご参照ください。

<http://www.chubu.meti.go.jp/index.html>

（２）以下のいずれかの融資（創業資金融資）を受け、当該融資の額が、総事業費の3分の1以上である事業

- ア 国又は地方自治体を実施する創業又は第二創業に係る融資
- イ 政策金融機関が実施する創業又は第二創業に係る融資
- ウ 民間金融機関が実施する創業又は第二創業に係る融資
- エ 公共的団体が実施するアからウまでの規定に準ずる融資

（３）第二創業の場合は、当該事業の開始に伴う新規雇用者（パート、アルバイトを含む）を1年以上継続して雇用する事業であること。

（４）以下のいずれにも合致しない事業であること。

- ア 雇用の拡大が見込まれない事業
- イ 常時従事する者がいない事業
- ウ 市の他の補助金等の交付対象となる事業

<例>野立て太陽光発電、アパート経営、コインパーキング経営等

ただし、ウに該当する場合でも、瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成12年条例第55号）第4条に規定する奨励金の交付対象となる事業で、当該奨励金の交付を受けない場合、及び瑞浪市小規模事業者経営改善資金融資利子補給金交付規則（平成26年規則第4号）第2条に規定する利子補給の対象となる事業で、当該利子補給を受けない場合は、補助対象事業とします。

4 補助事業の期間

補助事業の期間は、交付決定日から平成31年3月31日までとし、期間内に支払った経費等を補助します。

5 補助対象経費

補助対象経費は、創業資金融資の対象となった設備資金で、創業又は第二創業をするうえで必要な設備等に係る費用とし、次のアからエの条件をすべて満たすものを対象とします。

- ア 土地購入以外の設備費
- イ 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ウ 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
- エ 証拠書類等によって金額及び支払いが確認できる経費
- オ 以下のいずれにも該当しない経費
 - ・ 事務用品、雑貨等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、書籍代
 - ・ 商号の登記、会社設立登記等に係る登録免許税
 - ・ 定款認証料、収入印紙代
 - ・ 団体等の会費、フランチャイズ契約等に伴う加盟料
 - ・ 店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等
 - ・ 店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料
 - ・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

ただし、補助対象経費となった設備資金のうち、国又は瑞浪市以外の地方自治体の補助金を充てる設備に係る経費は、本補助金の補助対象経費から除くものとします。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、500万円を上限とします。また、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとします。

7 申請手続き

(1) 申請書類

下記の書類を1部提出してください。

- ア 申請書 瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付申請書
- イ 添付書類 下記のとおり

○事業計画書

※事業計画書の表紙には、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を作成したことを証するために、認定経営革新等支援機関の署名と捺印が必要です。

※事業計画書の内容で、特に事業の実現可能性及び収益性の根拠についてはしっかりと記載してください。(後述の審査において重要視しています。)

- 創業資金融資の契約書の写し又は当該融資に係る申込書の写し
- その他参考となる書類（見積書、位置図、図面等）

(2) 申請方法

申請者は、募集期間内に申請書類を直接持参して提出してください。
郵送等での申請は受付できません。

8 選考

選考は、資格要件等及び事業内容等の審査により行います。審査の手順は以下のとおりです。

(1) 資格審査

申請書類から、補助対象者及び補助対象事業に適合しているかを審査します。

(2) 事業審査（資格審査を通過した方）

申請書類から、事業内容について、主に下記の点に着目して審査を行います。

※いずれの審査結果も、採択の可否を書面で通知します。

○審査の主な着眼点

①創業への熱意、資質

創業への動機や目標が明確になっているか。また、創業する事業についての情勢やニーズを研究しており、十分な知識や経験があるか。

②事業の実現可能性

商品、サービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっているか。また、事業実施内容、事業の見通し及び販売先等の事業パートナーが明確になっているか。

③事業の収益性

ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて妥当性と信頼性があるか。（売上等の根拠を明示すること）

④事業の地域への波及効果

市内事業者間との取引や連携があり、市内の経済活性化に寄与できる事業であるか。また、雇用の創出が見込める事業であるか。

⑤事業の有益性

市の総合計画に位置付けた地域の抱える課題の解決や地域資源を生かした事業であるか。

(注) 審査の結果（不交付決定の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知願います。

9 交付決定

審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金不交付決定通知書により通知します。

なお、本市が通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはありません。

10 補助金の交付

補助金の交付については、事業の完了後、30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に次の書類を添付し提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により、交付すべき補助金の額を確定した後に支払いをします。

<添付書類>

- 補助事業の成果を示す文書、図面及び写真
- 創業資金融資の契約書の写し（交付申請時に添付できなかった場合）
- 補助対象経費に係る費用についての支出を証する書類
- 雇用契約内容が確認できる書類の写し（第二創業の場合）
- その他市長が必要と認める書類

11 交付決定後の留意事項

(1) 事業状況報告

補助事業が完了した年度の終了後5年間、事業の成果に係る毎年度の状況について、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金事業状況報告書により本市に報告していただきます。

(2) 補助金の交付決定の取消し及び返還

瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号）及び瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付要綱（平成27年告示第46号）の規定に違反した場合、又は補助対象事業の要件を満たさなくなった場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。

(3) 財産処分制限

補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理していただきます。加えて、取得価格が1件当たり50万円以上の取得財産については、事業終了後も、その処分等につき本市の承認を受けなければなりません（当該財産に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。また、承認後に処分等を行った場合、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付していただくことがあります。